

委員長報告から

総務常任委員会

委員から、繰越明許費の設定をするFM推進県有施設集約化事業について、天草総合庁舎への保健所機能集約化とは具体的にどのようなことか、体制や人員に影響はあるのかとの質疑があり、執行部から、天草保健所を天草総合庁舎に隣接する会議棟に移転し、総合庁舎と連結させ、集約化する工事を行っているもので、体制や人員に影響するものではないとの答弁がありました。

次に、委員から、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについて、今後見直しを行っていくに当たり、住民の意見をどのように取り入れていくのかとの質疑があり、執行部から、プランを市町村議会に説明する中でいただいた御意見や市町村において住民の意見を酌み取りながら策定される復旧・復興計画等との整合性を図りながら、今後改定を行っていききたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、具体的なロードマップや予算の裏づけはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、まずは、喫緊の取組から着手していこうと考えている、将来ビジョンについては、県だけでは実現できない取組もあり、民間との協力や国への予算要望など、実現に向けて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、短期間で、夢を描けるような計画をつくられたと思うので、国や県、市町村、流域の方々と連携を取りながら、また、流域市町村の計画と調整を図りながら、スピード感を持って積極的に取り組んでもらいたい。来年の雨期に向けて、それほど時間があるわけではないので、河床掘削など緊急的な対策が必要なものについては、流域住民の方々が安心できるように、できるだけ早急に取り組んでもらいたいとの要望や、球磨川流域グリーンニューディールの図は球磨川流域がメインになっているが、芦北・水俣についても、ぜひ復旧・復興をよろしくお願ひしたいとの要望がありました。

厚生常任委員会

委員から、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、県内でも累計で約1,100人が罹患しているが、現在の病床稼働率、重症者数、ホテルでの療養者数及び自宅療養者数はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、12月8日の段階で、79名が入院されており、病床稼働率は19.75%、重症者数は8名となっている、ホテルでの宿泊療養は21名で利用率は30%、自宅療養も数名おられるとの答弁がありました。

さらに、委員から、圏域によっては、病床が逼迫することも予測されるので、県において、広域での入院調整を行って対応してもらいたいとの要望がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連して、複数の委員から、県民に対して、感染状況や正しい知識の周知、感染拡大防止のための注意喚起を、さらに徹底してもらいたいとの要望がありました。

次に、委員から、インフルエンザワクチンは、今年は通常より多く生産されると聞いていたが、既に不足している状態となっている。実際のところ、通常より多く生産されたのか、その分が確実に県内医療機関へ配付されているのか、あるいはどこかで大量に買い占められているようなことはないのかとの質疑があり、執行部から、今季のインフルエンザワクチンは、昨年度より多く生産が見込まれているが、接種希望者も例年より増加して需給バランスが合わなくなった可能性がある。再入荷により接種できる医療機関は増える見通しであるが、増産計画はないと聞いている。医療機関のワクチン在庫状況については、今のところ把握する仕組みがなく、分からない状況であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、以前、買い占めて結局使わずに返品したという話が結構あったので、問屋を通じて実態を調査し、足りないところに回るようにしてもらいたいとの要望がありました。

経済環境常任委員会

委員から、繰越明許費の設定をする国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業について、具体的にどのようなことを行うのかとの質疑があり、執行部から、国立公園内において、老朽化したトイレや東屋、給水施設などの修繕を行うものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、先日、苓北の富岡ビジターセンターを訪問し、場所もロケーションもよく、崎津教会を含め、よい観光の周遊コースになると感じたので、老朽化した施設の改修等を進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本県犯罪被害者等支援条例の制定について、全国で何例目になるのか。また、ストーカー被害の事案で、まだ逮捕や立件がされていない相談の段階でも、条例にある居住のための配慮等の対応は可能なのかとの質疑があり、執行部から、既に犯罪被害者等支援条例を制定しているのは、全国で21都道府県である。なお、県では、正式な犯罪被害の親告があつてからではなく、県警と連携の上、相談を受けた時点から対応していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、県民が犯罪被害者になることを未然に防ぐ対策も、関係機関と連携して取り組んでほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、この条例ができたことを契機に、犯罪被害者の方々のサポートについて、PRを含めて、さらに強力に取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、G o T o トラベル事業について、経済の活性化と感染拡大防止のベストバランスが大事だと考えるが、本県には実際どれくらいの方が宿泊されたのかとの質疑があり、執行部から、観光庁の発表では、11月15日までのG o T o トラベルの利用実績が全国で5,260万人泊という数字が出ているが、各都道府県別の詳細なデータは出ていないというのが実情であり、地域の皆様方からしっかり情報収集を行いながら、状況把握に努めていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、G o T o トラベル関係の調査については、県内の主要宿泊施設を対象に行っている宿泊統計調査などと併せて効率よく進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、第2次熊本県総合エネルギー計画について、重点的取組の空港周辺地域等でのスマートシティ創造にあるRE100とはどういう内容かとの質疑があり、執行部から、REとは、再生可能エネルギーを意味するリニューアブルエナジーの略で、RE100とは、再生可能エ

エネルギーを100%使って企業活動する企業のことであり、日本では42社が認められている。再生可能エネルギーは、企業活動において重要視されており、世界的な大企業だけではなく、今後、中小企業にとっても企業のブランド価値が上がるといった流れになってくることから、県内のRE100を志向する企業への支援に力を注いでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、RE100を目指すという宣言を行っている自治体もあるので、本県もぜひ取り組んでほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、総合エネルギー計画において、重点的取組に、「すべての県民に愛される再エネ施設」とあるが、再エネ施設については、いろいろな問題が発生しているので、地元としっかり協議するよう指導してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、産業成長ビジョンにおける海外展開・連携の促進による機会の拡大について、具体的にどのようなことを行うのかとの質疑があり、執行部から、まだ海外展開を十分に行えていない県内企業に対して、ジェトロ等の関係機関との情報共有、連携を強化しながら、海外展開にあたっての様々な課題の解決を図っていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、海外へ進出し、商品が売れるまで面倒を見てくれる人材が必要であり、その強化を産業成長ビジョンの中にしっかりうたい、推進してもらいたいとの要望がありました。

農林水産常任委員会

委員から、7月豪雨に伴う各種事業の予算執行について、予算は単年度主義であり、年度内完了が基本であるが、被災者に判断をせかすようなことは、大きなプレッシャーになるということを出先機関の職員まで共有して、最後まで被災者に寄り添って対応してほしいが、どのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、予算の単年度主義という原則の中でも、災害に伴う繰越しについては、熊本地震以降、国において、ある程度柔軟に対応いただいているところであり、県においても、繰越しも想定しながら対応している。委員の御指摘も踏まえ、被災者に寄り添った説明に努めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、制度は制度としてあるかもしれないが、こういった災害では、県や市町村が柔軟に対応していくという覚悟で、被災者に最後まで寄り添ってほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、災害の頻発により、1つの事業を複数年にわたって実施することは仕方がないことと考えるが、ゼロ県債も多くなっているように感じる。ゼロ県債で、次年度予算を前倒しして執行する一方で、今年度予算を消化できず、繰り越して事業を継続しており、納税者の立場としては、どのような予算編成になっているのかとを感じるが、こうした状況は、過渡的なことなのか、それとも常態化していることなのかとの質疑があり、執行部から、ゼロ県債は、十分な工期を確保する観点から、今回は、漁港漁場整備課において設定しているが、これは特にノリの生産時期を考慮して、早めに工事に着手できるようにするという趣旨である。このような影響のある工事については、基本的に毎年同じ状況なので、毎回同じように設定させていただいているとの答弁がありました。

次に、委員から、国営大野川上流土地改良事業の経費に対する市負担金について、この事業に含まれる大蘇ダムは、水漏れがひどいため、受益農家等が用水の心配をせざるを得ない状況で、県の議決によって阿蘇市の負担金額を決め、負担金の支払いを求めることはいかがなものか。ま

た、負担金を出している公共事業として、当初の計画どおり完成させるべきであり、浸透抑制対策としての工事費については負担すべきではないと考えるが、今回の負担金については、そのような費用も含むのかとの質疑があり、執行部から、阿蘇市の負担金については、10月に市から納入の確約書をいただいている。その後、今回の想定以上の水の浸透が発生したものであるが、平成20年度に同様の事案が発生した際も、本県の受益農地への用水の配分については、浸透抑制対策がなくても可能との回答を国からいただいております、今回についても、確実に確保していただくよう、知事から国へ再度要請している。これまでの浸透抑制対策については、県、市・村の負担なく、国において施工されており、今回の負担金にも、浸透抑制対策の費用は入っていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、県においては、当初計画された機能を持ったものをしっかり作るよう、国に求めるとともに、そのための費用負担を県や市・村、受益者に求めることがないよう、強く申し入れてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本地震の際、中山間地域を中心に復旧工事に不調・不落が多発したことを踏まえ、今回の豪雨災害では、どのような対策を講じているのかとの質疑があり、執行部から、復旧工事業の事業主体である市町村に対し、適正な積算や発注時期の平準化を図るよう、支援している。また、建設業協会とも意見交換を行っており、引き続きこのような取組を継続することで、受注環境を整備していきたいとの答弁がありました。

建設常任委員会

委員から、債務負担行為の設定をする建設単価調査費に関連して、熊本地震以降、建設資材単価が高いというイメージがあるが、その状況は今でも続いているのか、との質疑があり、執行部から、熊本地震後から建設資材単価は上がったまま横ばいで、現在も続いている、との答弁がありました。

関連して、委員から、本県の建設単価は、他県と比べて特に上がっているのか、との質疑があり、執行部から、本県の建設単価は、地震以後、全国平均に比べて、前年度からの価格の伸び率は高くなっている、との答弁がありました。

次に、委員から、繰越明許費を設定する災害復旧費に関連して、熊本地震以降の繰越工事が残っている中、令和2年7月豪雨に伴う災害復旧工事が本格的に動き出せば、また繰越しが増えていくと考えられるが、土木部としては、どのような意気込みで取り組むのか、との質疑があり、執行部から、まずは、現場や出先機関の状況をしっかり把握することが大事だと思っている、また、発注の仕方について、農林水産部や関係機関と情報を共有しながら、円滑にいくよう、スピード感をもって、復旧工事に当たっていききたい、との答弁がありました。

次に、委員から、海岸環境整備事業費について、流木等の撤去に要する経費が計上されているが、流木はまだ残っているのか、との質疑があり、執行部から、海岸漂着流木は、既に陸揚げはしているが、陸揚げした流木は、塩や水分を含んでいるため、乾燥させていたもので、これから順次、処分することから、そのための経費である、との答弁がありました。

次に、委員から、河川掘削事業費について、7月豪雨で堆積した河川の土砂は、来年の梅雨までに撤去ができるのか、また、土砂の撤去に係る課題があれば教えてほしい、との質疑があり、執行部から、県管理河川については、7月豪雨により、速報値で約107万立方メートルの土砂が堆積し

ており、次期出水期に向けて、可能な限り撤去を進める。土砂の処分先の確保が課題であり、今回、処分先が決まっているものについて補正予算を計上しているが、まだ処分先が未確定であったり、調整中のところがある、との答弁がありました。

関連して、委員から、掘削した土砂の処分先の確保は、以前からの課題であり、民有地へ有償で仮置きさせてもらうなど、踏み込んで探していくことも必要ではないかと思うが、どうか、との質疑があり、執行部から、土砂の処分先は、可能な限り工事間流用を考えているが、掘削土砂量が膨大であることから、一部は民間の土捨場の活用も含め、検討しており、堆積土砂を次期出水期までに撤去するという大命題の下、市町村とも連携して、しっかりと取り組んでいく、との答弁がありました。

教育警察常任委員会

委員から、警察本部の危機管理対策費に関連して、今回の補正予算では水上バイクを配備するとのことであるが、来年度の梅雨時期に備え、今回の豪雨災害の際に不足していたボートについても、球磨川流域全体として必要な配備を検討しておく必要があるのではないか、との質疑があり、執行部から、来年度に向けて、内部で検討を進めている、との答弁がありました。

次に、委員から、県立学校修学旅行支援事業について、具体的にどのようなことを行うのか、との質疑があり、執行部から、本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による県立学校の修学旅行の延期等に伴うキャンセル料等に対する支援を行うもので、基本的には上限額の範囲内で、保護者負担の4分の3を県で支援するが、やむを得ない理由による場合は、10分の10を県が支援するものである、との答弁がありました。

次に、委員から、指定管理者の指定について、指定管理者の指定を受けた団体と県の権限はどのようになっているのか、との質疑があり、執行部から、県と指定管理者が委託契約を結んだ上で、窓口業務などの施設の全般的な管理業務を指定管理者が行うことになる、との答弁がありました。

さらに委員から、県民から、施設を利用したいがいつ空いているのか分からない、との声をよく聞くので、新たに指定管理者の指定をする際には、県民サービスの向上につながるよう、指定管理者にホームページの充実等をしてもらってほしい、との要望がありました。

関連して、委員から、現行の指定管理者の指定のやり方では、様々な提案があったとしても費用が安いところが指定を受けることになるように思うが、施設によっては、建て替えを望む声もあるので、次の指定の時期までの間に、新しい施設を造りたいという県民の夢に応えられるよう、投資も含めた新たな提案ができる制度を検討してほしい、との要望がありました。

次に、委員から、熊本県文化財保存活用大綱について、今回、文化財活用の視点が入ってきたことは嬉しいが、まだ、保存の考え方が強いと感じている。文化と経済を結びつけ、しっかり利益を出していかないと、文化財は守っていけないと思うが、今後、文化財をどのように活用していくのか、との質疑があり、執行部から、この大綱を作成した目的の一つが文化財の保存と活用を両輪として取り組んでいくことであり、地域の中で文化財を活用することで、交流人口が増え、経済的メリットが生じ、それが保存意識の醸成につながると考えている。今後、大綱に実効性を持たせるために、県庁内の関係課と連携するとともに、市町村にも丁寧に説明し、県と市町

村が連携して保存と活用に取り組んでいきたい、との答弁がありました。

次に、委員から、県立高等学校あり方検討会中間報告について、これまでの再編整備計画の結果として、郡部の県立高校のほとんどが定員割れとなっており、当初の想定以上に熊本市内の県立高校との格差が広がっていると思われるが、今後、魅力ある高校づくりに取り組むに当たり、郡部と熊本市内との差を埋めるためにどのように取り組んでいくのか、との質疑があり、執行部から、複数の学校が連携し、一体となって教育活動を実践できるなど、県立学校の強みも生かしながら、中間報告で打ち出している 14 の施策により、地域の県立高校の魅力化を強化していきたいと考えている。今後、検討会でいただいている御意見も踏まえて、検討を進めていきたい、との答弁がありました。